京都市生涯学習総合センター無線ＬＡＮ利用規約

（目的）
第１条 京都市生涯学習総合センター無線 LAN 利用規約（以下「本規約」という。）は、京都市生涯学習総合センター及び京都市生涯学習総合センター山科（以下「本施設」という。）について、研修室等の施設利用者の利便性の向上を図ることを目的として、無償で提供する無線ＬＡＮによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

（サービスの内容）
第２条 本サービスは、本規約に同意した個人、法人及び各種団体で本施設の研修室等の使用者（以下「使用者」という。）に対し、無線ＬＡＮ接続環境を提供することにより、インターネットへの接続を可能とするものである。

（利用可能スペース）
第３条 本サービスの利用は、使用の許可を受けた施設内に限る。また、廊下やロビー等の共用部分では利用してはならない。

（利用者及び利用対象）
第４条 本サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意した使用者（法人又は各種団体が使用者である場合は、使用者の構成員等として現に施設を使用する者を含む。第７条を除き、以下同じ。）に限る。
２ 本サービスの利用は、Web 会議、研修会等を主な利用とする場合に限り、事前に Wi-Fi 環境利用申請により承認を受けた内容とする。

（サービス利用のリスク）
第５条 本サービスの利用については、次に掲げる可能性があることを認識したうえで、利用する機器のセキュリティ対策や重要な通信については、利用者は自己の判断と責任により行わなければならない。
（１）悪意のある第三者が電波を故意に傍受し、ID、パスワード、クレジットカード番号及びメール内容等の秘匿性の高い通信 内容を盗み見られる可能性があること。
（２）悪意のある第三者が SSID 「LLLKYT_guest001」、「LLLKYT_guest003」を騙る偽アクセスポイントを設置し、メールアドレス等の個人情報を入力させて盗み取るフィッシング詐欺が生じる可能性があること。

（遵守事項）
第６条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）承認を受けた行事以外の目的で利用しないこと。
（２）バイオレンス、ドラッグ、アダルト等、フィルタリング対象となる サイトやＵＲＬ 、アプリケーション 等 、閲覧できない場合があることを承知し利用すること。
（３）利用者の利用方法や他利用者と Wi-Fi 環境の利用が重なった場合、端末の接続台数、利用内容により通信速度が遅くなる場合があることを承知し利用すること。
（４）利用期間は本施設の使用の許可を受けている期間に限ること。
（５）不正アクセス行為の禁止等に関する法律その他の関係法令等を遵守すること。

（利用の申請・承認等）
第７条 本サービスを利用しようとする使用者は、本施設の使用開始までに Wi-Fi 環境利用申請書を提出し、承認を受けなければならない。
２ 前項の申請に対して、利用しようとする使用者に利用承認の可否を通知する。この場合において、利用を認める場合は、利用者に本施設を管理する部署にて、無線 LAN 接続に用いる ID とパスワードを利用当日に発行する。

（サービスの利用）
第８条 本サービスの利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとする。
１ 本サービスの利用に当たり必要な通信機器（無線ＬＡＮ（Wi-Fi）機能及びＷｅｂブラウザ等を搭載したパーソナルコンピュータ、スマートフォン等）は利用者が準備するものとする。
２ 利用者が利用する通信機器及びその付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
３ 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとする。
４ 無線 LAN 接続に用いる ID 及びパスワードは、利用者以外に知られないように管理すること。
５ 本サービスの利用者は、本規約によるほか、対象施設の管理者の指示に従い、当該施設の運営に支障を来さず、他の施設利用者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

（禁止事項）
第９条 利用者は、法令等に定めるもののほか、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。
（１）第三者のプライバシー、著作権、財産、その他の権利又は法律上保護すべき利益を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
（２）前号に掲げる場合のほか、京都市（以下、本市）若しくは第三者に不利益や損害を与

える行為又は与えるおそれのある行為
（３）第三者を誹謗中傷する行為
（４）公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
（５）不法行為、犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、若しくはそれらのおそれがある行為
（６）選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
（７）他者のメールアドレス、ユーザ ID 又はパスワードを不正に使用する行為
（８）他者の通信内容を不正に傍受する行為
（９）通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為
(10) 大容量のダウンロードやファイル共有ソフトウェアの使用等、著しく大量なデータを通信する行為
(11) 個人情報やプライバシーを考慮せず、本人の許可なく画像や映像を配信する行為
(12) 定常的又は独占的に帯域を占有し、他の利用者の通信を阻害する行為
(13) 有償、無償に関わらず、第三者にサービスを提供することを目的とした行為
(14) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
(15) 不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等又は詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、又はそのおそれがある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
(16) 第三者に対しメール受信を妨害する行為、若しくは連鎖的なメール転送を依頼又は当該依頼に応じて転送する行為
(17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
(18) 本サービスの利用による不正アクセス、又は改ざん、消去などの不法行為
(19) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為
(20) 本サービスを利用して、本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、又はそのおそれがある行為
(21) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為
(22) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則等若しくは施設の利用条件に違反し、もしくは違反するおそれがある行為又は当市が不適切であると判断した行為
(23) 前号に掲げるもののほか、本サービスの運用管理に支障があると認められる行為
２ 前項各号に掲げる行為によって本市又は第三者に損害を生じさせた場合は、当該行為を行った者は、その損害に対する全ての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。
３ 本市は、第１項各号に掲げる事項に該当する行為を助長するおそれのあるＷｅｂサイトへの接続を制限することができる。

（サービスの停止）
第 10 条 次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに本サービスの内容変更及び利用停止する。
（１）禁止事項に該当する行為を行った場合
（２）本規約に違反した場合
（３）その他利用者として本市が不適切と判断した場合
（４）本市が必要な措置であると判断した場合

（損害賠償責任）
第 11 条 本市は、利用者が前条のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、利用者に対し、その賠償を請求することがある。

（運用の中止要件）
第 12 条 本市は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの運用を中止できるものとする。
（１）本サービスのシステム保守及び工事を行う場合
（２）紛争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合
（３）本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事情がある場合
（４）サービスの全部又は一部の提供を中止・終了・制限することが必要と判断した場合
２ 本サービスの運用の停止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は一切の責任を負わないものとする。

（免責）
第 13 条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
２ 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止など、本サービスの提供に関連して利用者に生じた損害、利用できないことによる損害及びその他のいかなる損害について、一切の保証を行わないものとする。
３ 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。
４ 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
５ 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。

６ 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。
７ 本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正する義務を負わないものとする。
８ 無線 LAN に不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び無線 LAN が中断なく稼働することを保証しないものとする。
９ 本サービスでは利用者が所持するスマートフォン、タブレット、パソコン等の設定、接続に関する個別の問合せには対応しないものとする。
10 本サービスでは電波状況、回線状況により、その接続や快適に利用できる通信速度は保証しないものとする。
11 本市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更できるものとする。

（利用者情報の記録及び利用）
第 14 条 本サービスを通じて取得した情報を、利用状況調査やサービス内容の見直し又は改善、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用することがある。この場合において、箇所ごとの利用者数、利用時間帯等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することがある。

（その他）
第 15 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は施設運営課長が別に定める。

附則
この規約は、２０２５年（令和７年）４月２８日から施行する。